

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 28 日

各小学校長 様

富士宮市教育委員会
(学 校 教 育 課)

新型コロナウイルス感染症の対応に関する学校での児童一時預かりについて（依頼）

このことについて、緊急の対応として、下記のとおり児童を一時預かりいたします。

ついては、貴校職員および保護者に周知願います。

なお、一時預かりを希望する保護者に対し、別紙申請書に署名をして提出するよう連絡願います。

記

1 期 間

3 月 3 日（火）から 3 月 18 日（水）の平日
午前 8 時から午後 2 時 30 分

2 対象児童

- (1) 小学校低学年（1、2 年生）・特別支援学級在籍児童のうち、保護者が仕事を休めない等の事情があり、自宅等で 1 人で過ごすことができない児童
- (2) 放課後児童クラブ、放課後等デイサービスを利用している児童のうち、保護者が一時預かりを希望する児童

3 確認事項

- (1) 登下校は、保護者の責任において行う。
- (2) 多数の児童が教室に集まるため、感染症のリスクが生じることをあらかじめ説明する。
- (3) 登校する際には、弁当、自習用の学習道具を持参させる。また、マスク、うがい用のお茶等、感染予防の対策も願います。
- (4) 放課後児童クラブの開始時刻に、対象児童は移動する。

4 一時預かり児童の把握について

3 月 2 日（月）までに申請書を集約し、一時預かりする児童を把握する。

5 その他

- (1) 対象児童において、特別な事情がある児童は、学校に相談する。
- (2) かぜ等の症状がある場合は、自宅で静養する。
- (3) 感染拡大の状況に応じて、一時預かりを中止する場合がある。

令和2年2月28日

保護者 様

富士宮市教育委員会
(学 校 教 育 課)

新型コロナウイルス感染症の対応に関する学校での児童一時預かりについて

このことについて、緊急の対応として、下記のとおり児童を一時預かりいたします。

については、一時預かりを希望する保護者は、確認事項をよく読み、申請書に署名をして提出いただきますようお願いいたします。

記

1 期 間

3月3日（火）から3月18日（水）の平日
午前8時から午後2時30分

2 対象学年

- (1) 小学校低学年（1、2年生）・特別支援学級在籍児童のうち、保護者が仕事を休めない等の事情があり、自宅等で1人で過ごすことができない児童
- (2) 放課後児童クラブ、放課後等デイサービスを利用している児童のうち、保護者が一時預かりを希望する児童

3 確認事項

- (1) 登下校は、保護者の責任において行ってください。児童のみで歩いて登校しても構いませんが、安全に十分注意するようにお子さんに話をしてください。
- (2) 多数の児童が教室に集まりますので、感染症のリスクが生じます。かぜ、インフルエンザ等が広まる可能性があることをご承知おきください。
- (3) 登校する際には、弁当、自習用の学習道具を持参してください。また、マスク、うがい用のお茶等、感染予防の対策をお願いします。

4 申請の方法

3の確認事項を読み、一時預かりを希望する御家庭は、別紙申請書に必要事項を記入の上、3月2日（月）に学校へ提出をお願いします。

5 その他

- (1) 対象児童において、特別な事情がある児童は、学校に相談してください。
- (2) かぜ等の症状がある場合は、自宅で静養をお願いします。
- (3) 感染拡大の状況に応じて、一時預かりを中止する場合があります。

富士宮市立大富士小学校
学校長 様

令和2年3月2日

保護者名 (保護者自署) 印

※ には児童名をご記入ください。

- ・通常行われる見守り隊などの交通指導は行われないため、安全に登下校できるよう保護者が配慮する。
- ・他者と接触することにより、新型コロナウイルス以外にかぜ等にも感染する可能性があることを承知する。
- ・各自で感染症予防の対策をとる。
- ・弁当、水筒、学習にかかわる道具等は、各自で準備する。
- ・預かり中にけががあった場合、スポーツ振興センターの対象外となることがある。